県民税利子割の「更正の請求」について

定期預金の中途解約等により、支払利息の額が減少し、県税の還付が必要なときは、下記の書類を営業所等を管轄する県民局に提出してください。（記入例を参考に記入してください。押印不要です。）
提出書類は、eLTAXを用いて電子で提出することはできません。

<u>提出書類</u>

１　県民税利子割更正の請求書
更正の請求は、法定納期限の翌日から起算して５年以内に提出してください。

２　誤納額計算明細書
預入ごとに、中間払利息額・税額、中途解約時の利息額・税額を記入してください。

３　月別内訳書
更正の請求の対象が複数月にわたる場合は、月別の内訳書を添付し、請求書には合計額を記入してください。

４　月別明細書（参考）
誤納額計算明細書の内訳を月別内訳書に転記する際に記入してください。（集計用の参考様式のため省略可能です。）

５　定期預金元利金支払票の写し等
既支払利息額、中途解約利息額の確認ができる書類

６　定期預金照会票の写し等
中間利払いを行った月と、中間払利息額の確認ができる書類

※２の月別内訳書、３の誤納額計算明細書は「例」です。必要な事項が記載されていれば異なる書式のものでも結構です。

<u>更正前の課税標準額（支払利息額）・税額をお問い合わせください</u>
税額が過去に更正されている場合，今回の更正の対象（更正前の金額）は，過去に更正された<u>後の</u>金額です。（地方税法第２０条９の３）
例）過去に，税額1,000円を900円に更正した営業月の税額を，再度更正するときは，更正前税額900円と記載

担当部署	連絡先	管轄
備前県民局税務部 直税課個人課税班	086-233-9815	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局税務部 課税課個人・間税課税班	086-434-7017	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、矢掛町
美作県民局税務部 課税課事業課税班	0868-23-1272	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

様式第35号（第16条関係）

記入例

県民税利子割更正の請求書

第2項（やむを得ない事情により、法定納期限から5年を過ぎた日から2か月以内に請求する）の場合は、事前にご相談ください。

令和３年　６月２７日

岡山県〇〇県民局長　　殿

申告月を記載してください。数ヶ月分をまとめて請求する場合は、その最初と最後の申告月を

特別徴収義務者

所在地　　岡山市北区内山下8092

名　称　　岡山銀行株式会社

（特別徴収義務者番号　　1234-101　　）

（法人番号　　123456789012　　）

「県民税利子割更正に係る月別内訳」の該当箇所の数字を記入してください。

利子の種類を記入してください。

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の9の3第〇項の規定により、次のとおり更正の請求をします。

利子等の種類	銀行以外の金融機関の預貯金利子
更正の請求の対象期間	平成　３　０　年　８　月　から　令和　２　年　８　月　まで

区分	課税標準額	税額
更正の請求前	D　３，０００，０００　円	E　１５０，０００　円
更正の請求後	F　２，９９８，０００　円	G　１４９，９００　円
差引額	H　２，０００　円	I　１００　円

更正の請求の理由等	定期預金の期限前解約利息額が預金者に支払った中間利息より減少したことに伴い預金者からその差額の返還を受けたため

還付金振替口座		
	金融機関名	岡山　銀行・組合・金庫・農協　内山下　支店
	預金種別	１　普通　２　当座　３　別段
	口座番号	9999999
	口座名義人	株式会社岡山銀行　内山下支店

注　１　更正の請求の対象期間は，申告月を記載してください。

２　更正の請求の理由を証する資料を添付して提出してください。

３　還付金について，口座振替による支払を希望する場合は，「還付金振替口座」の欄に希望する振替口座を記入してください。ただし，口座名義人は，債権者のものに限ります。

誤納額の計算明細書

記入例

例：当月中に2預貯金の期限前解約が発生し、それぞれの預貯金について中間利払いを複数回行っていた場合

（単位：円）

預貯金者情報	年月日	中間利払時 支払金額	中間利払時 税額①（所得税）（地方税）	期限前解約時 支払金額	期限前解約時 税額②（所得税）（地方税）	差引誤納額 ①－②（所得税）（地方税）
お名前 岡山　太郎	H30.7.20	1,000	153			46
			50			15
番号 123456	R1.7.20	1,000	153			46
			50			15
解約日 R3.6.10	R2.7.20	1,000	153			46
			50			15
	小　計	3,000	459	2,100	321	138
			150		105	45
お名前 備中花子	R1.7.15	2,000	306			84
			100			28
番号 987654	R2.7.15	A 2,000	306			84
			100			27
解約日 R3.6.20						
	小　計	4,000	612	2,900	444	B 168
			200		145	55

太線の枠内に必要事項を記入してください。（小計は自動計算とされます。）

小計Bと一致するように、Aの割合で按分した額を記入してください。
小計Bと一致するよう端数は調整してください。

1.「預貯金者情報」欄については、預貯金者名及び証書番号等の預貯金を特定できる事項を記載します。

2. 各預貯金の「小計」欄における中間利払時支払金額、同税額及び期限前解約時支払金額を確認するため、帳票の（写し）を添付してください。

3.「差引誤納額」欄には、誤納額を中間利払いに係る税額の比に応じて按分した額を記載してください。その際、按分した額の合計金額が「小計」欄記載の金額と合致するよう端数を調整してください。

4.「中間利払時の支払金額・税額」及び「差引誤納額」欄の金額について、「更正請求の月別内訳書」により各預貯金の各月分を集計し、「更正請求の月別明細書」に転記してください。

記入例

更正請求の月別内訳書

（単位：円）

支払年月	支払金額	税額（所得税） （地方税）	納付年月日（所得税） （地方税）	誤納額（還付請求額）（所得税） （地方税）
平成 30 年 7 月	1,000	153 50	H30.8.10 H30.8.10	46 A 15
令和 元 年 7 月	3,000	459 150	R1.8.12 R1.8.12	130 B 43
令和 2 年 7 月	3,000	459 150	R2.8.11 R2.8.11	130 C 42
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
合計	7,000	1071 350		306 100

・「誤納額の計算明細書」の額を月毎に集計してください。
・各年7月営業分の県民税利子割領収証書（写し）を添付してください。

記入例

県民税利子割更正に係る月別明細書

（単位：円）

利子の支払月（営業年月）	更正前		更正後		課税対象利子の支払変更額 ①－③	過誤納額（還付額） ②－④
	課税標準額①（課税対象利子支払額）	地方税額②	課税標準額③（課税対象利子支払額）	地方税額④		
平成 30 年 7 月	1,000,000	50,000	999,700	49,985	300	A 15
令和 元 年 7 月	1,000,000	50,000	999,150	49,957	850	B 43
令和 2 年 7 月	1,000,000	50,000	999,150	49,958	850	C 42
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
年 月					0	0
合計	D 3,000,000	E 150,000	F 2,998,000	G 149,900	H 2,000	I 100